



02吉総第549号

令和3年1月14日

吉野川市監査委員 川真田 大 作 様

吉野川市監査委員 相 原 一 永 様

吉野川市長 原 井 敬



令和2年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和2年12月24日付け吉監査第80号で提出のありました件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和2年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
子育て支援課	<p>本市では、地方自治法及び吉野川市児童館条例の規定に基づき住民の福祉を増進し、児童の豊かな情操と健全な心身の育成等に寄与するため4つの児童館を設置しているが、近久児童館については、職員(又は管理の代行者である指定管理者)を置かず、児童館としての役割を果たしていなかった。</p>	<p>近久児童館は、平成29年度以降、指定管理者の募集を3回行いましたが、いずれも募集がなく、現状では再開が困難な状況です。</p> <p>令和2年度においては8月から、学島小学校に在学中の放課後児童クラブを利用していない児童を対象に、近久児童館と同じ学地区の川島老人福祉センターの機能訓練室を、火曜日と木曜日の放課後、午後5時までの間開放し、児童館に代わる子どもの居場所づくりを行っています。</p> <p>この事業の利用状況からニーズを把握するとともに、地域の理解を得ながら、近久児童館のあり方について、廃止を含めた検討を行ってまいります。</p>
都市計画住宅課	<p>吉野川市営住宅条例では「入居者が犬等の動物の飼育の禁止規定に違反した場合には、入居者に対して市営住宅の明渡しを請求することができる。」旨定めているが、そのことを担当者が理解しておらず、違反者にそのことを警告することや悪質な場合は明け渡しを求める等の適切な措置が講じられていなかった。</p>	<p>明渡請求に相当する重大な違反事項について課内で共有するとともに、年度当初に市営住宅入居者に配布している住宅の使用に係る注意事項に関する文書について、その内容を見直したうえで各戸に配布することとします。</p>
長寿いきがい課	<p>介護保険法では、介護保険料の滞納者に対して差押え等の滞納処分をすることができる旨定めているが、これらの処分が1件もなされていなかった。(国民健康保険税等他の課等では、滞納処分が適正に行われている。)</p>	<p>滞納者は、保険料全体の9%を占める普通徴収の対象者(年金が18万円以下又は特別徴収(年金天引き)ができない者)において発生しており、その多くは生活困窮者ですが、一方で支払能力はあると認められる者についても滞納の事例が見られます。</p> <p>今後は、滞納処分に係る他団体の実施状況や方法・手順等について調査を行い、本市においても検討してまいります。</p>

<p>森山小学校</p>	<p>換金性の高い郵便切手は、公金取扱マニュアルで定める「切手管理簿（日報）」で日々管理することとなっているが、管理が十分ではなく、現存する郵便切手と管理簿に記載された切手の数及び金額が一致しなかった。</p>	<p>チェック機能の強化のため、切手管理簿の様式に管理職用決裁欄を新たに追加した上で、使用時の確認については、取扱者だけでなく管理職による再確認も行うこととし、その都度、切手の残額チェックも併せて行うこととしました。</p> <p>また、市費で購入したものと学校費（PTA等）で購入したものの混入を防ぐため、別々の場所で保管するよう改めました。</p>
<p>高越こども園</p>	<p>遠足バス借上の随意契約において、吉野川市財務規則で定める予定価格を設定しておらず、また、契約書、検査調書も作成していない。さらに見積もり金額と異なる請求額を根拠となるものがないにも拘わらず支払うなど多くの点で不適切な処理が行われていた。</p>	<p>今後は、地方自治法や吉野川市財務規則等の関係法令・例規を遵守するとともに、事務担当者・決裁担当者以外の職員による二重・三重のチェック体制を整え、適正・公正な手続を執ってまいります。</p>